

～健康診断の項目についての規則改正のお知らせ～

労働安全衛生規則が改正されます

健康診断の項目について労働安全衛生規則が改正され、平成20年4月1日から施行されます。対象となる健康診断は、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断です。

改正の内容

改正の内容は、次の3点及びそれに伴う様式の変更です。

腹囲の検査を追加する。

血中脂質検査について、血清総コレステロールの検査に代えて、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の検査を実施する。

医師が必要でないと認めるときに省略できる検査項目から尿中の糖の検査を除外する。

（尿中の糖の検査を必須とする。）

なお、腹囲の検査については、次の～のいずれかに該当する場合は省略可能となっています。（厚生労働省告示第248号）

40歳未満の者（35歳の者を除く）

妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの

BMI（体重（kg）÷身長（m）÷身長（m））が20未満である者

BMIが22未満で、自ら測定した腹囲の値を自己申告した者

省令（厚生労働省令第96号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項、第66条の3、第103条第1項及び第113条の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成19年7月6日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部を次のように改正する。

第43条第3号中「体重」の下に「、腹囲」を加え、同条第8号中「血清総コレステロール」を「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）」に改める。

第44条第1項第3号中「体重」の下に「、腹囲」を加え、同条第3項中「及び第6号から第11号まで」を「、第6号から第9号まで及び第11号」に改める。

第45条の2第4項中「、第44条第3項」を「、同条第3項」に、「及び第6号から第11号まで」を「、第6号から第9号まで及び第11号」に改める。

様式第5号を次のように改める。

[様式第5号（第51条関係）（1）](#)

健康診断個人票（雇入時）

[様式第5号（第51条関係）（2）（表面）](#)

健康診断個人票

[様式第5号（第51条関係）（2）（裏面）](#)

健康診断個人票

[様式第5号（第51条関係）（3）](#)

海外派遣労働者健康診断個人票

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。